

## 令和6年度決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく資金不足比率について、次のとおり公表します。

### 1 資金不足比率

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20%
工業用水道事業会計	—	

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

### 2 資金不足比率の算定

#### (1) 資金不足額

(単位：千円)

会計名	流動負債 A	算入地方債 B	流動資産 C	資金不足額 又は資金剩余额 D (A+B-C)
水道事業会計	11,075,999	1,225	44,521,457	△33,444,233
工業用水道事業会計	1,921,585	0	5,728,314	△3,806,729

注1 流動負債は、控除企業債等の控除額を除いたものである。

注2 算入地方債は、建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債現在高である。

注3 流動資産は、控除財源等の控除額を除いたものである。

注4 D欄がマイナス(△)の場合は、資金剩余额となる。

#### (2) 事業の規模

(単位：千円)

会計名	事業の規模 E
水道事業会計	23,113,693
工業用水道事業会計	2,341,053

注 事業の規模は、営業収益から受託工事収益を除いたものである。

#### (3) 算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{D 資金不足額}}{\text{E 事業の規模}}$$